

別表 1-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (標津町)

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">・当町ではこれまでワンストップ相談窓口を設け、町企画政策課で実施している「起業等支援事業補助金」に係る相談実績をもとに、過去2年間に5件(年平均2.5件)の相談が寄せられ、相談者のうち4割が創業に至った。・相談業務については、町広報誌や町のホームページなどにより広く周知することにより、ワンストップ窓口での相談件数については、上記相談件数の平均から4割程度増加の年間4件を目標とする。また、本計画に基づき、本町が中心となり標津町商工会、地域の金融機関等の創業支援等事業者との連携を図ることで、相談に対する創業件数の割合を5割程度として、2件の創業者数を目標とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none">・創業支援対象者数：4件・創業者数：2件
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><ワンストップ相談窓口></p> <p>標津町商工観光課内にワンストップ相談窓口を設け、創業支援担当者を2名配置し、中小企業からの経営、金融及び創業希望者からの相談など幅広い相談に応じていく。町の担当窓口や標津町商工会、地域の金融機関(大地みらい信用金庫、榊北洋銀行、釧路信用組合)等と連携し、創業に関する相談や課題の解決に向けた相談対応を行う。</p> <p>また、創業希望者からの相談内容に応じて支援事業の情報提供及び支援事業の活用促進を行い、適切な支援機関の窓口や支援事業、町の担当部署等と連携した対応を行う。</p> <p>なお、相談時間は、土日祝日・年末年始を除いた平日(月曜日～金曜日)午前8時30分～午後5時15分とする。</p> <p>創業に必要となる要素別の各創業支援機関は次の役割を踏まえて実施する。</p> <p><創業に必要な要素と各連携機関が担う役割></p> <ol style="list-style-type: none">1. 地域資源の活用の仕方 漁業と酪農業を基幹産業とした「生産の町」の地域資源である「鮭」や「ホタテ」を始めとした海産物や「牛乳」等の乳製品及び「海・山・川・大平原がおりなす感動の大地」を有した観光資源の有効活用を支援するため、標津町は、標津町商工会や地域の金融機関と連携し、地域ブランド作り、付加価値向上、販路拡大、創業者に役立つ情報の提供、商品開発に対するアドバイスや地域資源の分析等を行う者の紹介を行う。2. ターゲット市場の見つけ方 標津町と標津町商工会が連携し、市場ニーズの把握や情報提供を行う。3. ビジネスモデルの構築の仕方 標津町や標津町商工会、地域金融機関が、今後伸びそうな市場についてアドバイスを行う。また、町内の空き家情報を活用し、空き店舗等での開業を斡旋する。4. 売れる商品・サービスの作り方 標津町と標津町商工会が連携し、販路開拓、ターゲット分析、販売方法、価格設定等について、各支援機関が専門的な知見に基づき強みや弱みを分析してアドバイスを行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法

標津町と標津町商工会が連携し、販路開拓、販売方法、価格設定等についてアドバイスを行う。また、標津町商工会が販路拡大のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達の方法

標津町と地域の金融機関が連携し、創業希望者に対してニーズに沿った資金調達の方法についてアドバイスや金融支援を行うとともに、標津町が制度融資や利子補給を行う。

また、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

7. 事業計画書の作り方

標津町と標津町商工会が連携し、事業計画書の策定について、助言・指導を行う。

さらに、地域の金融機関は、創業希望者に対してニーズに沿った事業計画書のブラッシュアップを行うとともに、策定についてアドバイスを行う。

8. 許認可、手続き

標津町と標津町商工会が創業に伴う手続き・許認可についてのアドバイス及び関係機関への連絡を行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

標津町と標津町商工会が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

標津町と標津町商工会は、創業支援希望者及び創業者の支援状況を把握し、支援した創業希望者のその後の創業状況等について、定期的な情報交換により情報を共有しながら取りまとめ、必要に応じて各支援機関の強みを生かしたフォローアップの対応について連携を行う。

また、地域の金融機関との支援体制及び支援内容について、情報交換を積極的に行うとともに、町広報誌や町ホームページ等を活用して町内の創業希望者への周知を行う。

<各事業の共通事項について>

標津町は、創業希望者や創業者に対して調査を行い、事業の進捗状況や創業支援等事業計画に対する意見等を踏まえて、常に体制を改善していく。創業後についても、標津町商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援の継続を行っていくとともに、成功事例については、町広報誌や町ホームページへの掲載などにより広くPRする。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わないものとし、各支援機関にもこの方針を徹底する。

各事業の実施において、個人情報保護に関する法令を順守する。

<特定創業支援等事業について>

創業相談窓口（別表2-1）において、1か月以上にわたり4回以上継続的に相談を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓に関するノウハウを習得させる指導を受けたことが報告書等で確認できた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

特定創業支援等事業を受けた者から証明書の発行を求められたときは、支援機関に支援内容の報告書を求め、証明要件を満たしていることを確認のうえ、証明書を発行する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・町広報誌、町ホームページに掲載し、創業支援等事業の活用を呼び掛けるほか、各支援機関の窓口でチラシの配布により幅広い周知に努める。
- ・創業者への適切な支援の提供

- ・個々の創業者が抱える課題に応じて、標津町商工会及び各機関が持つ支援制度（窓口相談、専門家派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等）の利用案内を行う。
- ・効果的な事業運営について
より多くの創業支援対象者が支援事業を活用できるよう、標津町商工会及び各支援機関と連携した創業者向け支援事業（セミナー開催等）を行う。
- ・標津町商工会や地域の金融機関と連携し、支援内容等の情報交換を図るため適宜金融懇談会を開催する。
- ・相談窓口の担当者は、各創業支援機関による支援内容を把握し、効果的で適切な支援ができるようメール等により各支援機関との連携を密にする。また、適宜連絡会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点等について情報共有を行う。
- ・創業支援対象者の情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、標津町が一元管理を行い、名簿や集計表等を作成・保管するとともに、創業支援機関との共有を図る。

■創業支援等事業とその担当機関

支援事業	支援機関
1. 創業のきっかけづくり支援	
・ワンストップ窓口の設置	・標津町商工観光課
2. 価値創造支援	
・地域資源の活用支援	・標津町 ・標津町商工会
・ターゲット市場支援 ・ビジネスモデル構築支援 ・商品開発、サービス分析、 販売方法、価格設定等の支援	・標津町 ・標津町商工会
・資金調達支援	・標津町商工観光課 ・金融機関
・事業計画策定支援	・標津町商工観光課 ・標津町商工会 ・金融機関
3. 創業後支援	・標津町商工観光課 ・標津町商工会 ・金融機関

計画期間

平成28年6月1日～令和8年3月31日
変更箇所については、令和3年4月1日～令和8年3月31日

別表 2-1 (創業相談窓口設置) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 標津町商工会 (2) 住所 北海道標津郡標津町北3条西1丁目1番4号 (3) 代表者の氏名 会長 篠田 静男 (4) 連絡先 TEL 0153-82-2333 FAX 0153-82-3381 担当者：経営指導員 勝藤 広幸
創業支援等事業の目標
・ 標津町商工会における相談窓口においては、過去2年間に2件(年平均1件)の創業に関する相談が寄せられ、相談者のうち半数が創業に至った。 ・ 今後は、「創業支援セミナー」などの開催及び、商工会ホームページなどによる相談情報の周知を行うことで、上記相談件数の平均より倍増の相談件数2件を目標とし、また、うち半数の創業件数1件を目標とする。 (目標) ・ 創業支援対象者数2件 ・ 創業件数1件
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 創業に必要な基礎知識や創業計画づくりの支援、資金調達方法、各種手続き説明、創業後のフォローアップなど、創業に関する一連の相談に対応する。 <特定創業支援等事業について> 1か月以上にわたり4回以上継続的に相談を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓に関するノウハウを習得させる指導を受けたことが報告書等で確認できた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 標津町商工会において、週5日間相談窓口を設置する。経営指導員1名、補助員1名の体制で各種経営相談を受け付ける。 また、標津町及び各支援機関との連携については、個々の創業者が抱える課題に応じて、窓口相談、専門家派遣、セミナー、資金助成制度、融資制度等の利用案内を行う。 より多くの創業支援者が事業を活用するよう、標津町及び各支援機関とセミナーの共同開催を行うなど、連携した創業者向け支援事業を行う。
計画期間
平成28年6月1日～令和8年3月31日 変更箇所については、令和3年4月1日～令和8年3月31日